

京都大学における公益通報者の保護等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(是正措置等)</p> <p>第11条 担当副学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局の長に対し是正措置等を講じることがを命じなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当副学長に報告するものとする。</p> <p>3 担当副学長は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同左) 3 }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(是正措置等)</p> <p>第11条 担当副学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局の長（<u>全学教員部にあっては、総長が指名する理事。次項において同じ。</u>）に対し是正措置等を講じることがを命じなければならない。</p> <p>2 } 3 } (同左)</p> <p>附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>